

(農業協同組合による財産承継)
第十四条 林業会若しくは林産組合の会員若しくは組合員たる林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる農業協同組合又は農業協同組合連合会により農業協同組合又は農業協同組合連合会に至つたものが会員となつてゐる農業協同組合連合会は、その林業会若しくは林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

2 林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる者の一部を組合員又は会員とする農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

3 前二項の場合については、第十一条の規定を準用する。

(財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用)

第十五条 預金等の受入をすることができる旧組合の財産を承継した中小企業等協同組合は、金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七条の八第一項(調整勘定)及び第

四十二条の二から第四十二条の五まで(退職金)の規定の適用については、これらの規定の定める譲渡金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

(財産承継の場合の所得の計算)

第十六条 旧組合の財産のうち、第十一条、第十

二条又は第十四条の規定により中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連

合会に帰属した財産の価格は、法人税法(昭和

二十二年法律第二十八号)による所得の計算

上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合組合の損金に算入しない。

第十七条及び第十八条 削除

(財産承継の場合の地方税)

第十九条 第四条又は第十一条から第十四条までの規定により財産を承継する場合においては、その移転に関しては、地方公共団体は、地方税を課すことができない。

(産業組合の信用協同組合への組織変更)

第二十条 この法律施行の際現に存する旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)による信

用事業を行う産業組合又はその合併によつて設立した産業組合は、総会の議決を経て、第三条

第二項の期間内に新法による信用協同組合になることができる。この場合において、その産業

組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

組合になつた場合においては、その産業組合が無

限責任又は保証責任の組合であつたときは、產

業組合の組合員で信用協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた産業組合の債務

については、旧産業組合法第二条第二項の規定による責任を免れることができない。

前項の規定による責任は、第一項の規定によ

る組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告

をしない債権者に対しては、その期間を経過し

た時に消滅する。

(関係法令改正の経過規定)

第三十三条 旧組合については、第二十一条、第

二十二条、第二十四条、第二十五条及び前四条

の規定にかかわらず、この法律施行後でも、な

お従前の例による。

(罰則の経過規定)

第三十四条 この法律施行前(旧組合について

は、第三条第一項の規定により効力を有する旧

法の失効前)にした行為に対する罰則の適用に

ついては、この法律施行後(旧組合について

は、同条同項の規定により効力を有する旧法の

失効後)でも、なお従前の例による。

(蚕糸業法の経過規定)

第三十五条 蚕糸業法第三十一条第三項、第三十

九条及び第五十一条(但し、第三十九条におい

て第二十三条第二項を準用する場合に限る。)

の適用については、第二条の規定にかかわらず

なお従前の例による。

(中小企業等協同組合の解散の特例等)

第三十六条 昭和五十六年十月一日において、最

後の登記をした後十年を経過している中小企業

等協同組合は、その日に解散したものとみな

す。

2 前項の規定により解散したものとみなされた

中小企業等協同組合は、同項に定める日から三

年以内に、総会において、総組合員又は総会員

の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以

上の多数による議決を行うことにより、中小企

業等協同組合を繼續することができる。

3 前項の規定による決議は、新法第一百十一条第

一項の行政庁の認可を受けなければ、その効力

を生じない。

4 第二項の規定により中小企業等協同組合を繼

続する場合には、前項の認可があつた日から

主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以

内に継続の登記をしなければならない。

前項の規定による中小企業等協同組合の継続

の登記の申請書には、第二項の規定による決議

があつたことを証する書面を添付しなければな

らない。

第一項の規定による中小企業等協同組合の解

散の登記については、商業登記法(昭和三十八

年法律第二百二十五号)第九十一条の二(職権に

よる解散の登記)の規定を準用する。

第二項の規定による中小企業等協同組合の継

続については、新法第五十五条第七項の規定を

準用する。

第三項の認可については、新法第二十七条の

二第四項から第六項までの規定を準用する。

第三項の規定による行政庁の権限について

は、新法第一百十一条第二項及び第三項の規定を

準用する。

附 則

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日

から施行する。但し、第一条中市街地信用組合

法の廃止に関する部分は、この法律施行の日か

ら起算して六箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四二年六月一二日法律第三

六号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施

行する。

附 則 (昭和五五年六月九日法律第七九

号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。